



長野県報

2月19日(月)
令和6年
(2024年)
第484号

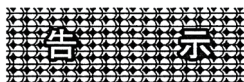
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村道の改築工事の開始(道路管理課).....	1
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	2

公告

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(農地整備課).....	3
表彰規則に基づく表彰(スポーツ課).....	3
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	3



長野県告示第91号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年2月19日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡泰阜村2246の1、2247の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第92号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第16条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

令和6年2月19日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
村道大河内線	下伊那郡天龍村神原4610番34地先から 下伊那郡天龍村神原4593番4地先まで	道路改築	令和6年2月19日

道路管理課

長野県告示第93号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和6年2月1日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和6年2月19日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 茅野南部支所	長野県茅野市玉川2103-1	長野県茅野市玉川2103-1 信州諏訪農業協同組合 茅野南部支所
旧		長野県茅野市玉川2802-2	長野県茅野市玉川2802-2 信州諏訪農業協同組合 茅野南部支所

会計課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年3月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年2月19日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

- 路線名 361号
- 供用を開始する区間
木曾郡木曾町開田高原西野984番の23地先から
木曾郡木曾町開田高原西野983番の12地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年2月19日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年3月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年2月19日

長野県安曇野建設事務所長 小林 宏明

- (1) 路線名 田多井中萱豊科線
- (2) 供用を開始する区間
安曇野市三郷温7001番の2地先から
安曇野市三郷温7010番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和6年2月19日

- 2 (1) 路線名 中堀一日市場停車場線
(2) 供用を開始する区間
安曇野市三郷温6893番の14地先から
安曇野市三郷温6903番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和6年2月19日

道路管理課



公告

朝日村における県営あさひ地区御馬越換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和6年2月13日に行いました。

令和6年2月19日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第7条の規定により、令和6年2月1日付けで次の者を表彰しました。

令和6年2月19日

長野県知事 阿部守一

スポーツ栄誉賞

一般財団法人長野陸上競技協会 全国都道府県対抗男子駅伝競走大会長野県選手団

スポーツ課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年2月19日

長野県松本建設事務所長 太田茂登

1 (1) 許可番号

令和5年12月5日 長野県指令5都第30-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字天神畑764-2、字野村783-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村780-2

高木 奈々葉

2 (1) 許可番号

令和5年11月2日 長野県松本建設事務所指令5松建第45-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大門五番町64-15、66-1、66-6、68-1、68-2、68-8、68-9、70-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋2-18-2大和ハウスビル九段ビル

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

3 (1) 許可番号

令和5年10月16日 長野県松本建設事務所指令5松建第45-4号